

和な
ごご
水み
町まち



(役 場)

一 概 況

平成一八年三月一日、菊水町、三加和町が合併し、人口一、二四七（平成二二年国勢調査）、面積約九九平方キロメートルの「和水町」が誕生した。熊本県北西部に位置し、北は福岡県八女市、東は山鹿市、西は南関町、福岡県みやま市、南は玉名市、玉東町に隣接している。地勢は概ね山林に囲まれた山岳・丘陵地帯で平坦地に乏しく、町の北部を和仁川、十町川、岩村川の三つの川が南へ流れ、菊池川に流入、大きく湾曲しながら貫流し、その本支流流域に沿って水田は棚田で形成され、畑は台地に階段状をなしている。

産業は、農業では、米を中心に、野菜（すいか、小物野菜）、茶、柿、みかんなどの果樹、畜産などもあり、複合経営が主である。また、食品製造販売や電器、精密機械などの企業を誘致して、農工併進による発展を遂げてきた。

交通面では、九州自動車道の菊水インターチェンジがある。本町には直接鉄道の便はないが、JR鹿児島本線玉名駅までは二〇分強となっている。国道四四三号や、複数の県道が町の基幹的道路としての役割を果たしている。

旧跡として、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂、穴観音古墳、西光寺威福山の薬師堂、肥後民家村、トンカラリンなどがある。特に国指定史跡江田船山古墳は全国的に有名であり、明治六年に第一回発掘調査が行われて以来、出土した副葬品二百余点がすべて国宝になっている。これらの遺品は、中国大陸の後漢以後の遺物や朝鮮三国時代のとくに加羅地方の遺物が多く、当時、中国、朝鮮と密接な関係があったことがわかる。また、中世から近世への過渡期の城としては県内最大級の規模の国指定史跡田中城跡は、頂上からの眺めが絶景で、現在、町民の憩いの広場となっている。そのほか、西光寺威福山の薬師堂には、奈良時代の行基の手になるといわれる威福山の額の書と薬師仏一体が現存している。

主な行事としては、町のスポーツイベントとして、旧三加和町出身の金栗四三氏の遺志を引き継ぎ「金栗四三翁マラソン大会」が開催されているほか、古墳祭、山太郎祭、戦国肥後国衆まつりがある。

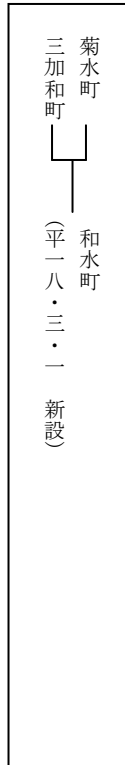
二 町名の由来

菊水町、三加和町の合併による新町発足にあたって、合併協議会は新町名を公募した。これを基に審議され、最終候補として「菊和」「和水」「緑水」「夢民の里」「彩野」に絞られ、ここから「和水町」と決定したものである。

選定の理由としては、三加和の「和」と菊水の「水」をとって、和を尊び清らかな水がいつまでも流れ続ける町となるように、また、お互いの町をつなぐ川、水の流れ、住む人々の心も一つにつないで和ませて、豊かな町になることを希望して、というものであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 玉名郡菊水町
昭和二十九年四月一日、江田町、花簇村、東郷村、川沿村の一町三村が合併してできた町で、面積は約三八平方キロメートルである。江田船山古墳などの旧跡で知られる。

(二) 玉名郡三加和町
昭和三〇年四月一日、春富村、緑村、神尾村の三村が合併して三加和村となり、昭和四三年に町制施行した。県北の福岡県境にあり、面積は約六〇平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、南関町、菊水町、三加和町の組合せが合併パターンとして示されたが、平成一四年以降、三町

ともまずは玉名市を軸とした合併協議に参加して、任意協議会、法定協議会における検討を続けた。

平成一六年一〇月、玉名地域一市八町の協議が休止した後、三加和町長が、三町での合併協議を呼び掛けたが、南関町が玉名市を志向したため、菊水町、三加和町の二町での合併協議となった。二町内においては、なお南関町を志向する声や、玉名市を軸とした枠組みへの参加、単独町政など、様々な意見があったが、最終的には両町協議が僅差ながらも二町合併の廃置分合案を可決し、平成一八年三月一日、「和水町」が誕生した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

菊水町及び三加和町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一八年三月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、『和水町(なごみまち)』とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、菊水町大字江田三八八六番地(現菊水町役場)とし、現在の三加和町役場に総合支所方式による支所を置くものとする。

なお、新たな庁舎の建設は、当面行わないものとする。

(五) 財産の取扱

1 公有財産については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2 物品については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3 基金については、合併時の保有額をすべて新町に引き継ぎ、原則として両町の平成一六年度標準財政規模の四〇%相当額を新町の基金として確保する。

4 債権及び債務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

5 三加和町の春富財産区が所有する財産については、春富財産区有財産として現行のとおり新町に引き継ぐ。

(六) 新町建設計画

新町建設計画は、別添「菊水・三加和町新町建設計画」に定めるとおりとする。

(七) 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会は、設置しない。ただし、住民自治の強化及び住民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的に、新町において新たな仕組みを検討することとする。

(八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

地方自治法第九一条第一項、第二項及び第七項の規定に基づく新町の議会の議員の定数は一六人とし、公職選挙法第一五条第六項による選挙区については、これを設けない。

なお、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（定数に関する特例）及び第七条第一項（在任に関する特例）については、これを適用しない。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 合併前に選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月三十一日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 新町の農業委員会選挙については、選挙による委員の定数を一七人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。

なお、選挙区は二とし、現在の菊水町及び三加和町にそれぞれ選挙区を設ける。

(一〇) 地方税の取扱い

- 1 個人町民税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおりとする。
- 2 法人町民税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税の納税義務者、税率、納期及び免税点については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税の納税義務者及び納期については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第四四四条第一項の規定に基づき、標準税率とする。

ただし、軽自動車四輪以上（雪上専用）は、菊水町の例による。

また、標識のき損等にかかる弁償金については、菊水町の例により一〇〇円とする。

なお、合併期日までに両町で交付した軽自動車の標識は、廃車申告するまでは有効とする。

5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

6 鉱産税については、現行のとおりとする。

7 入湯税については、三加和町の例による。

(一一) 一般職の職員の身分等の取扱い

1 菊水町及び三加和町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

2 常勤の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
菊水町	前瀬 治	宮本 幸昭	—	坂梨 豊昭	石原 尊美
三加和町	池上 緑良	石原 信博	本田 亮平	井上 國雄	福山 精一

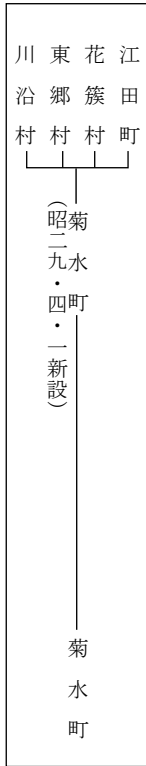
5 合併時の関係町の現況表

区 分	和 水 町		合 併 関 係 町	
	人 口 (人)	戸 数 (戸)	菊 水 町	三 加 和 町
人	二一、二一八	三、七〇二	六、六二九	五、四八九
面 積 (km ²)	九八・七五	三・七〇二	三・八二七	六・〇四八
業 態 の 割 合	第一次産業 (人)	一、四六四	六〇九	八五五
	第二次産業 (人)	一、九二七	一、〇三四	八九三
	第三次産業 (人)	二、五八三	一、六二三	九七〇
中 学 校 以 上 の 学 校	計	五、九七四	三、二五六	二、七一八
	中 学 校	二	一	一
高 等 学 校	〇	〇	〇	〇
市 町 村 税 納 税 額 (百万円)	八七二	八七二	四七八	三九四
前 年 度 予 算 総 額 (百万円)	六、六五九	六、六五九	三、一五三	三、五〇六
生 産 額	第一次産業 (百万円)	三、一九七	一、〇九三	二、一〇四
	第二次産業 (百万円)	三六、三〇五	二九、九二八	六、三三七
	第三次産業 (百万円)	二四、五三七	一六、三八一	八、二五六
計 (百万円)	六四、〇三九	六四、〇三九	四七、四〇二	一六、六三七

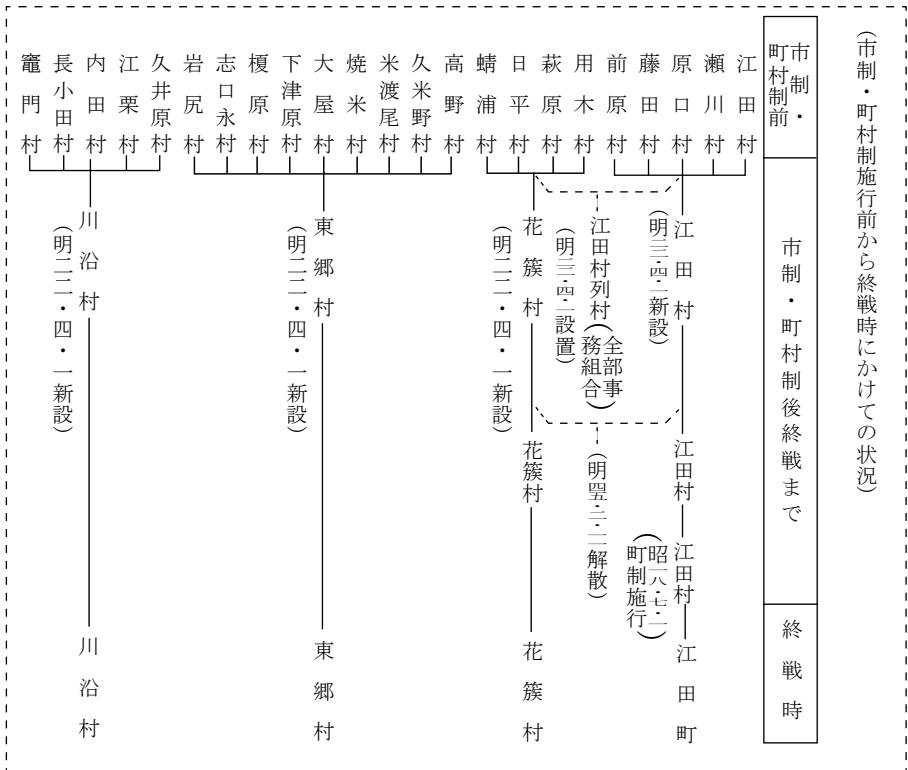
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧玉名郡菊水町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 江田町
本町の地域は、寛永九年(一六三二)、細川氏の所領となり、同一一年ごろ手永制が布かれて、内田手永に属し、その会所は白石村に置かれた。明治七年(一

八七四)の改正大小区制の下では、江田、原口、藤原請、白石の各村は第七大区、第六小区に属した。その後、請村と白石村は合併して瀬川村となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、江田村、原口村、藤田村、前原村の四か村が行政区画となり、瀬川村は、上小田村などとともに一行政区画をなした。一七年、行政区画の修正で、二二年の合併によって花簇村となった用木、荻原、日平、蜻浦の四か村が江田村列に加えられたが、二二年四月の町村制の施行に伴い、江田村列のうち江田、原口、藤田、前原の四か村と瀬川村が合併して江田村となった。合併後は、経済的条件、経費節減のため花簇村と組合を設立したが、四五五年に解散した。その後、発展の一途をたどり、昭和一八年(一九四二)、町制を施行した。

(二) 花簇村

旧藩時代、内田手永に属していた用木、荻原、日平および蜻浦の四か村は、明治五年(一八七二)の大小区制では姫井村を加えて第二大区第五小区を構成しており、七年の改正では第七大区第六小区に属した。一二年の郡区町村編制法の施行時には、ふたたび四か村で一行政区画をなした。一七年、江田村列に加えられたが、二二年四月、町村制施行とともに四か村が合併して花簇村となった。これと同時に、江田村と組合を設置したが、四五五年に組合を解散した。

(三) 東郷村

内田郷に属していた高野、久米野、米渡尾、焼米、大屋、下津原、榎原、志口永、岩尻の各村は、竈門などとともに明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第八大区第七小区に属し、竈門に戸長役場を置いた。一二年、郡区町村編制法施行の際には二つの行政区画に分かれ、米渡尾、久米野、岩尻、高野、榎原の五か村および志口永、下津原、焼米、大屋の四か村が、それぞれ同一行政区画をなしたが、一七年に両区域は、合わせて一行政区画となった。

その後、二二年四月、町村制の施行により、これら九か村が合併して、東郷村となった。

(四) 川沿村

明治四年(一八七二)の廃藩置県後、内田、長小田、上久井原、下久井原および江栗の五か村は、それぞれ独立していたが、明治九年に上久井原と下久井原の二か村は久井原村となり、一二年に久井原、内田、長小田の三か村に竈

門村と江栗村を加えた五か村が一行政区画とされた。二二年、町村制の施行に伴い、五か村が合併して、川沿村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

江田、花簇、東郷、川沿の四か町村は、類似した地理的環境をもっていたので、経費節減の見地から大正三年(一九一四)、伝染病院組合を設置して以来、施設設備の拡充強化、町村民の環境衛生ないしは保健の向上に関し、絶えず深い交渉をもっていた。

その後、青年学校の共同設置、共立病院の設立さらには学制改革による中学校の設置等、教育および衛生に緊密な共通の利害関係に立っていた。

また、毎年一回、四か町村議員総会を開催し、上述の共同事業の概況報告と、その将来の経営方針について討議を行うとともに、四か町村議会議員の共同研究等も行なっていた。

昭和二四年(一九四九)一月開催の議員総会の席上、現在の共同経営よりも、この際四か町村が合併して強力な町を建設する必要がある、これについて合併調査委員会を設置して研究してみようか、との意見がだされた。これに対して全議員が賛意を表したが、時期尚早であったためか、調査委員会設置まで進展せず、合併の可否については、座談的あるいは各種場合の席上論議されるにとどまった。

その後、二七年一月の四か町村議員総会において、江田町から「ここ数年来町村民の間では、四か町村の合併問題が論議されているが、合併について可否いざれの結論がでるか調査委員会を設置して調査に着手してはどうか。」との意見がだされたのに対し、満場異義なく同意し、委員の定数、選考については関係四か町村長および議長に一任することに決定した。次いで、二月一日、四か町村長、同議長が江田町役場に集まって合併調査委員の選任に関して協議した結果、各町村の議員からそれぞれ二人を選出することになった。さらに三月一日、江田町役場で四か町村を交え、第一回合併調査委員会を開催し、委員の選任、事務局の設置、調査方針の樹立等を協議決定した。

合併調査委員会は、戸数、人口、産業構造等二二項目にわたる基礎調査および仮予算の検討を行ない、四か町村の生産力、財政力等、合併後の新町アウトライ

ンを把握し、これに類似した他町村の財政状況等を視察した。さらに、合併後分村した他町村についても、その原因等を視察調査し同年八月の臨時議員総会に調査経過報告を行うとともに、報告書を印刷配布して世論の喚起につとめた。

翌二八年一月、さらに議員総会を招集し、合併に関する諸問題について協議した結果、合併調査委員会を発展的に解消して、合併促進委員会を設置し、積極的に関係町村民に呼びかけることに決定した。

その後、同年四月三〇日、江田町役場で、県職員出席のもとに第一回合併促進委員会を開いた。

また、「合併はなぜ必要か」と題するパンフレット二、〇〇〇部を印刷し、関係四か町村の全戸に配布し、八月一四日から一週間にわたって合併に関する部落座談会を開いたが、この座談会後、関係四か町村民もようやく合併に賛意を表するようになった。

前述のように合併の気運が熟してきた昭和二八年九月、町村合併促進法が制定、公布されたので、関係町村は、促進法による合併促進協議会を同法の施行日である一〇月一日を期して発足させることができるように諸般の準備を急いだ。

こうして九月一七日、合併促進委員会を招集し、合併促進協議会の設置について協議した結果、委員の総数を六〇人として、各町村からそれぞれ一五人を選出することとし任意設置の合併促進委員会は、合併促進協議会の発足とともに解散することに決定した。

同年一〇月四日、江田町役場に第一回の合併促進協議会を招集し、規約案の審議、委員長および分科会委員の選任ならびに部落座談会の実情報告を行ない、次の招集までに各町村別の事業計画案および合併諸条件等を提出することを決定した。

町村から提出された新町建設計画は、一〇月二一日、総務委員会に付託、審議の結果、取捨選択のうえ、各分科委員会に分け、調査に着手した。その後、これらの計画は、分科委員会で大体の成案を得たので、合併促進協議会の審議に付し、一応原案どおり仮決定をみた。

一二月三日、江田農協会議室で合併促進協議会を開き、新町名の選定、役場位置の決定、議会議員の任期延長の可否、農業委員会委員の任期等を審議のうえ決

定した。

新町建設計画は、一二月二五日の合併促進協議会で満場一致をもって原案どおり決定され、翌二九年一月二一日、四か町村は、それぞれ議会に合併議案を付議し、各町村とも満場一致をもって原案どおり可決した。

こうして同年四月一日、「菊水町」として発足するようになった。

なお、新町の発足にあたって、合併四か町村の住民に呼びかけ、新町名を公募した。応募数は、六三三件に達し、これを合併協議会で慎重審議の結果、「菊水町」と決定した。その選定の理由は、合併四か町村内を清流菊池川が貫流しているところから、この地理的環境を象徴する町名を選んだものである。

3 合併条件および協定事項

建設計画にとりあげられた事項のうち、主なものは次のとおりである。

(一) 合併の形式 江田町、花簇村、東郷村、川沿村を合体する。

(二) 役場の位置

1 役場は、江田町大字江田に置く。

2 江田町役場を合併後使用するとしても狭隘なため、現在の役場建物は和洋裁学校として使用し、総工費八〇〇万円を投じ、二四八坪の木造瓦葺平家建を新築する。

(三) 支所出張所の位置

花簇、東郷、川沿の三か村に当分の間、それぞれ出張所を置く。

(四) 支所、出張所の増、改築の方針

出張所は、前記三か村の役場建物をこれに充てる。

(五) 支所、出張所で行う事務

出張所においては戸籍、配給、諸証明、町税その他の徴収の事務を行う。

(六) その他庁舎の転用の方針等

旧役場庁舎の転用については(二)および(四)の項に述べたとおりとする。

(七) 小学校校舎の増、改、新築の方針

小学校校舎の増、改築については、漸次老朽校舎より改築することとし昭和二九年度には東郷小学校校舎二二〇坪の改築をはじめ、江田小学校校舎二六四坪、川沿小学校校舎の屋根の修繕および運動場四〇四坪の拡張をなし、昭和三

○年度において川沿小学校家事室三〇坪を建築する。

(八) 中学校校舎の増、改および新築

中学校校舎は、昭和二二年度より四か年計画で建築したものであって、特に増、改築の必要はないが、同校講堂を昭和三一年度において総工費四〇五万円 で木造瓦葺平家建一五〇坪を建築し、排水設備、運動場等一三二万円を投じ整備拡張する。

(九) その他学校の統合整備

昭和三〇年度において、江田町役場庁舎の改造を行ない、四か町村内において、中学校卒業後上級学校に進学しない女生徒に対し、子女教育を施すため和洋裁学校を設置する。

(一〇) 公民館の統合整備

公民館は、一応四か町村の公民館を廃止し、江田町に公民館(本館)を設置、三か村にその分館を設置する予定であるが、川沿村は現役場をこれにあて、花簇、東郷両村には適当な建物がないので、建坪各六〇坪、総工費三〇〇万円をもって公民館分館を建築する。

(一一) 図書館の統合整備

図書館は、公民館と同様一元化を図り、江田町に本館を置き、他の三か村の公民館に分館をおく。

(一二) 消防機械器具の統合整備

消防機械器具は、現在の位置にそのまま存置し、花簇、東郷、川沿村に手挽ガソリンポンプ各一台を設置し、漸次機械器具の整備をなし、消防機能の強化を図る。

(一三) 消防団の統合整備

消防団は、前述のごとく四か町村消防団を統合し、合併町村を一〇分団に組織替えをなす。

(一四) 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備

病院については、現在の四か町村組合立病院を整備強化するため、昭和三〇年度において結核病棟二二〇坪を、昭和三三年度において病院本館建坪一二五坪を、総工費一、三二〇万円をもって建築し、町民保健の向上を図ろうとするものである。診療所は、現在東郷、川沿両村に設置しているから、診療所の施

設のない花簇村に、昭和二九年度において建坪二五坪工費一〇五万円をもって設置する。

(一五) 墓地、じんかい処理場その他の衛生施設の統合整備

墓地、じんかい処理場等については、今回は考慮していないが、火葬場を昭和三〇年度において一五〇万円の経費をもって設置し、また、町内下水道の改修をなし町民保健の向上を図る。

(一六) 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備

授産施設については、現段階としては考えてないが、保育所については、花簇小学校の遊休校舎を利用し設置するとともに、江田町保育所の整備をなす

(一七) 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備

産業の開発と江田、花簇、東郷、川沿四か町村の一体化を図るため、道路、二五、五〇メートルの橋梁を架設し、町民の便益を図る。

(一八) 青年団の統合

青年団は、江田、花簇、東郷、川沿四か町村を統合し、強化を図る。

(一九) 婦人会の統合

婦人会も、青年団と同様四か町村を統合し、強化を図る。

(二〇) 農業協同組合その他の協同組合の統合

農業協同組合においても、漸次統合の気運に向いつつあるから、早い機会に統合されることを要望する。

4 合併時の三役及び正副議長

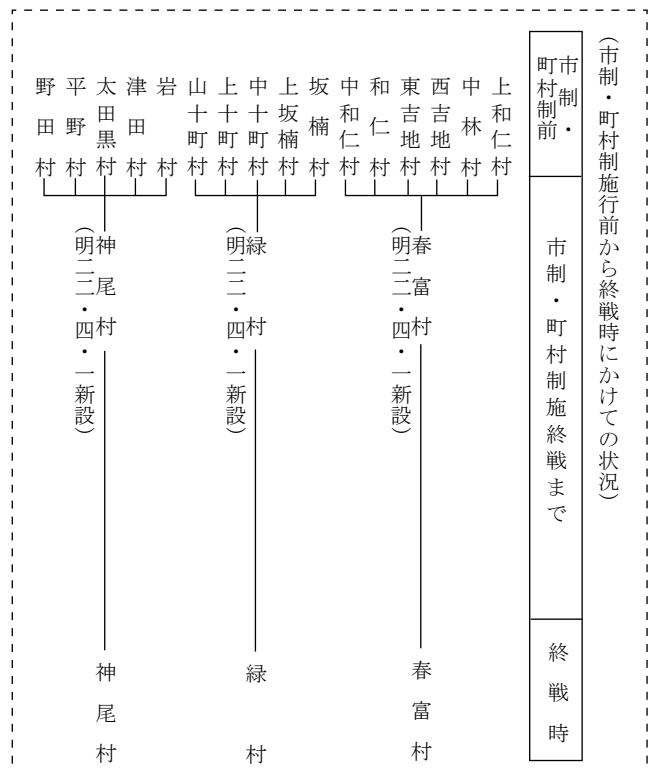
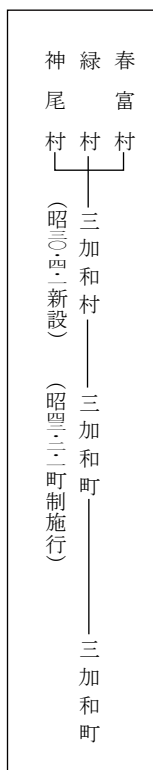
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
江田町	石原 菊平	下津 誠秀	—	杉本 順造	石原 浩
花簇村	田浦 劍	前瀬 善二	萩生 一人	島田 徳次	村上 劫
東郷村	津口 直諒	米川 博	一森 成義	松村 安之	坂本 辰男
川沿村	牧島 末広	内田 信之	—	—	福山 義信

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)		前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	計 千円	そ の 他 千円					農 産 千円	鉱 工 産 千円		高 等 学 校	中 学 校	業 態						業 態	
												計 人	そ の 他 人					農 業 人	計 人
三〇、二七	四〇、八七	三〇、〇〇	四〇、七〇	三〇、〇三	一六、七六	一、九四〇	一〇、三九二	一	一〇	九、三三八	二、二九二	七、〇五六	一、七五三	三、九四	一、三五八	三七、九七	二〇、九四	二、一〇〇	菊水町
六、四〇〇	二、〇〇〇	三六、四〇〇	二八、〇〇〇	九、五九	六、四三三	一、五四四	五、二二三	一	五	二、九三二	一、八〇	二、七五二	一、二四四	三、四	九〇	八、二	七、五四	四、〇七六	江田町
六、二八七	八、〇七	四八、七〇	四、五〇〇	五、四八	二、三〇三	一、三三	一、〇六	一	一	一、六二	五、八	一、五五四	二、五	一、〇	二〇五	七、五〇	三、三	一、八三七	花簇村
二〇、二四〇〇	一、〇二〇〇	八四、九四〇	六、二六〇	九、〇四四	四、七六五	一、六八	二、九五	一	二	二、五六七	一、二二七	一、三五〇	二、三五	二、〇	二、一五	二、一九二	五、〇	二、八〇三	東郷村
七、二六〇	二、〇六〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇四二	三、二二七	九、五	一、二二七	一	二	二、三三七	八、三七	一、四〇〇	一、五八	五、〇	一、〇八	九、四四	四、五四	二、三九五	川沿村

【旧玉名郡三加和町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 春富村
本村の地域は、天正年間、和仁勘解由親実の所領であったが、旧藩時代は南関手永惣庄屋の支配をうけ、各村ごとに庄屋が置かれていた。明治七年(一八

七四)の大小区制においては、南関郷第八大区第九小区となり、小区には戸長が置かれ、その下に村ごとに筆生が置かれていた。一二年、西吉地、東吉地、中林、和仁、中和仁、上和仁、の六か村が一行政区域となり、戸長役場が設けられ、以後、行政区域の変更はなく、二二年の町村制の施行に伴ない六か村が合併して春富村となった。

(二) 緑村

天文年間、板楠豊後守平景貞の子景次が岡原城を築いて所領とした。天正年間、辺春賀守親貞の子親行の所領と代わったが、親行は和仁城主親実に組して佐々成政と対していたが、後に成政に寝返って和仁親実を殺したため、その不義をにくまれて没落した。旧藩時代は、南関手永惣庄屋の支配下にあった。明治七年(一八七四)の大小区制では、本村の地域は、板楠、上板楠の二か村が第八大区第八小区に、上十町、中十町、山十町の三か村が第九小区にそれぞれ分かれていた。一二年の郡区町村編制法の施行により、五か村は一行政区域となり、二二年の町村制の施行に伴ない合併して緑村となった。

(三) 神尾村

本村の地域は、旧藩時代、南関手永惣庄屋の支配下であり、当時は、上大田黒、大田黒、上津原、芋生田、上岩、岩、野田、平野の八か村に分かれ、各村に庄屋があつて村政が行なわれていた。明治七年(一八七四)の大小区制の際、南関郷第八大区第八小区(野田村は九小区)となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、平野村、岩村(岩村、上岩村が明治九年合併)の二か村、大田黒村(大田黒村、上大田黒村が明治一二年合併)、津田村(上津原村、芋生田村が明治九年合併)、野田村の三か村は、それぞれ一行政区域となり、小区に戸長役場が設けられたが、二二年町村制の施行により両村列に属する五か村が合併して神尾村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

春富村、神尾村、緑村の三か村は、地形が類似し、村民性、生活環境、産業経済の状況等も同一性があり、また古くから親戚、縁故関係も多く親密な面が多かつた。このような状況であつたため県の合併試案として三か村合併が発表されるや、住民の間に三村大同団結して住民の福祉増進を図り、財政の確立を期せうと

する考えが強くなつた。当初は話し合いの程度で具体的な合併促進はなされなかつたが、昭和二年(一九五四)九月二八日各村の議会は、合併促進協議会規約の議決を行なつて協議会を発足させた。各村からそれぞれ一〇人ずつの委員を選任し、協議会に総務、土木、教育民生、経済の分科委員会を設け、専門的な立場から建設計画ならびに財政計画を検討することとなつた。これと同時に各村は、二人ずつの職員をだして合併事務局を設け、協議会と連絡をとり、合併事務を促進した。その後、役場の位置の問題について協議は難航したが議会で合併議案を議決し、翌三〇年(一九五五)四月一日をもつて三加和村が発足した。

新村名は、合併三か村の住民から募集のうえ決定したもので、三か村が一体となり、平和楽土を建設して繁栄するよとの意味がこめられている。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 春富村、緑村、神尾村を合体する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日

(三) 新村名 村名は「三加和村」とする。

(四) 役場の位置

1 役場は、できるだけ村の中央で交通通信の至便な場所に置く。

2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工までの期間は

仮庁舎を置く。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

1 出張所は本庁舎のない旧村に置く。

2 出張所において左の事務を行う。

ア 戸籍に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ 住民登録に関する事務

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、現在の議員の任期は昭和三〇年四月二九日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区設定は合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 旧春富村 七人 第二選挙区 旧緑村 七人
第三選挙区 旧神尾村 八人

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

1 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その互選による委員の任期は、昭和三十一年一月三十一日までとする。

2 定数は公選一五人、推薦委員は公選委員の三分の一とする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

1 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その互選による委員の任期は昭和三十一年一月三十一日までとする。

2 定数、公選四人、議会議員から一人

(一〇) 合併関係村の職員的身分取扱

町村合併促進法第四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

特別職の職員は前項の取扱いをなさない。一般職の職員の退職手当は旧各村の支給条例により算出した額に一五割を乗じて得た額を支給するものとする。

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 春富村八人、緑村八人、神尾村一〇人

(一三) 資産および負債

1 新村発足後、いっさいの財産は引き継ぐものとするが、村有林についてはそれぞれ財産区を設ける。

2 旧神尾村財産区の所有する財産の評価額に相当する額を、均等に旧三か村財産区より新村に引き継ぐものとする。

3 旧三か村の負債は無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

1 統合し、新村役場内に消防団の本部を置く。

2 分団数は一九分団とし、団員数は一、〇四五人とする。

(二五) 税の調整 昭和三〇年度より均一税率とする。

(二六) 大字の名称 大字名は現在のままとする。

(二七) 国民健康保険

(昭和三〇年四月一日から) 春富村は引き続き、緑、神尾両村は昭和三〇年四月一日から開始、国民健康保険を行う。

(二八) 教育委員会の事務局の設置 庁舎の竣工まで仮役場に置く。

(二九) 小、中学校の学校区 現在のままとする。

(三〇) 公民館の統合整備 統合する。

(三一) 左の団体の早期統合をあつせんする。

農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
春富村	内野 宗雄	石原 盛英	嘉納菊童子	坂梨 亨	浦部 泰之
緑村	竹下 十郎	坂本 豊喜	牛島 一	松尾 齡行	山下 亀男
神尾村	青木 敏雄	中原通義男	長谷川盛夫	竹下 等	日丸 節男

5 合併時の関係町村の現況表

区 分	人口	合併村			
		三加和村	春富村	神尾村	緑村
人	一〇,三五五	三,三七七	三,六六〇	三,二六七	

生産額				会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円	国 税納税額 千円	上の学校 中学校以		官 公 署	業態の割合						面 積 平方 米	戸 数
計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円						計 人	その 他 人		農 業 人	業態		計 人	その 他 人	商 工 業 人		
													計	都市的					
三〇〇,三四一	四三,六八二	二五七,六五九	一	一	四三,六三三	一五,三九一	九八五	四四〇〇	一	二	七	一〇,二七六	三,八七六	六,四〇〇	二,九〇〇	一	二,九〇〇	五九,七五〇	一八,八七六
一〇九,二八二	一	一〇九,二八二	一	一	一,二三〇八	四,四九二	四〇四	一〇,三九	一	一	二	三,二二三	四,九二	二,七二	二,四	一	二,四	三,一九〇	五,九七
一二七,七五	三九,四七九	七三,三六	一	一	一一,二四	五,四〇〇	二二七	二,一六一	一	一	三	三,八六八	一,九〇九	一,九五九	八二	一	八二	一六,二五	七,六
七八,二六四	三,二〇三	七五,〇六一	一	一	二〇,一〇一	五,五〇〇	三六四	一,二〇〇	一	一	二	三,一九五	一,四七	一,七〇	九四	一	九四	二〇,七〇	五,五五